

陸前高田市都市計画マスタープラン
パブリックコメントで出された意見と市の対応

意見の要旨	市の考え方
<p>(都市の現況と課題 等) 震災後の住宅地拡大等を踏まえ、都市計画区域の見直しを行うべきではないか。</p>	<p>今回、総合計画の内容を反映する必要があることから、この時期に都市計画マスタープランを改定するものです。</p> <p>都市計画区域は県が決定するものであり、県と協議した結果、今回は見直しを行わないものとしています。 p6</p>
<p>(都市の現況と課題 等) 都市計画税の復活を検討してはどうか。</p>	<p>都市計画税は当市の状況にそぐわないことから廃止したものであり、現段階では再課税の予定はありません。 p6</p>
<p>(都市の現況と課題 等) 用途地域の見直しを検討してはどうか。 騒音振動制限について、今後の制限区域の指定の考え方を都市計画マスタープランに記載してはどうか。</p>	<p>用途地域は、土地利活用の状況をみながら、適宜見直しを検討していきます。</p> <p>騒音規制、振動規制については、復興の状況をみながら規制地域の指定等を検討することとしていますが、時期等が未定のため、記載しておりません。 p6</p>
<p>(都市づくりの課題 等) 立地適正化計画の策定について都市計画マスタープランに記載してはどうか。</p>	<p>立地適正化計画は、現段階では策定の予定がないことから、記載しておりません。 p56</p>
<p>(将来都市構造 (都市計画区域内)) 農業テーマパークは民間企業の事業だが、都市計画マスタープランに記載するのは妥当なのか。</p>	<p>農業テーマパークは民間事業ではありますが、当市において重要な事業であるため、記載することとしています。 p65,p67</p>
<p>(土地利用の方針) 発酵の里付近が商業・産業地 (将来) になっていないようだが、含めなくてよいか。用途地域の変更も必要ないか。</p>	<p>土地利用の方針において、発酵の里付近は商業地と商業・産業地 (将来) の両方に位置付けられており、用途地域も今後の土地利用との整合はとれています。 p69</p>
<p>(防災・減災対策の方針) 津波以外の災害についても具体的な言及をした方がよいのではないか。 都市計画法に基づく開発制限を検討してもよいのではないか。</p>	<p>津波以外の災害対策も重要なことから、「計画立案のポイント」に加筆しました。</p> <p>住宅等の開発については、法律によって災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等での実施を制限されているため、都市計画マスタープランには記載しておりません。 p76</p>

<p>(ユニバーサルデザインの方針) ユニバーサルデザインについて、より具体的な取組内容を記載すべきではないか。</p>	<p>都市計画マスタープランは、都市計画やまちづくりの大まかな方針を示したものであり、ユニバーサルデザインの具体的な取組内容については、個別に検討していきます。 p79</p>
<p>(高田地区 地区整備の方針) 公園・緑地に、栃ヶ沢公園、本丸公園、川原川公園等の都市計画公園を含めてもよいのではないか。</p>	<p>ご指摘の公園等は、「3) 公園・緑地」の「街区公園等」に位置づけています。整備構想図には加筆しました。p85,p86</p>
<p>(米崎地区 地区整備の方針) 米ヶ崎は、着色されていながら説明が無いが、市で整備を行うのか。</p>	<p>現段階では米ヶ崎の整備予定は無いため、図の着色を削除しました。整備については、地域と協議しながら検討していきます。 p102</p>
<p>(竹駒地区 地区整備の方針 等) まちづくり将来計画に示されている里山ホテル公園を、都市計画公園として整備してほしい。 旧JR大船渡線がグレーの実線で表示されているが、BRT専用道を示しているのか。</p>	<p>現段階では都市計画公園としての整備予定はありませんが、整備については地域と協議しながら検討していきます。 BRT 専用道の将来的な配置は未確定であることから、削除しました。p109</p>

※その他、体裁、誤植等に関する意見には適宜対応しました。